

保存版

任意継続被保険者

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 任意継続被保険者について教えてください

解説)

1. 任意継続被保険者となるための要件

- (1) 資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」があること。
- (2) 資格喪失日から「20日以内」に申請すること。(20日目が営業日でない場合は翌営業日まで)

2. 申請に必要なもの

・健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

※被扶養者がいる場合、「健康保険被扶養者届【資格取得時】」欄に必要な事項をご記入ください。なお、被保険者との生計維持、及び同一世帯に関する証明として、別途必要な書類をご用意いただく場合があります。詳しくは、管轄の全国健康保険協会の都道府県支部にお問い合わせいただくか、以下の参考HPにてご確認ください。

・口座振替依頼書(任意継続加入後でもお手続きいただけます。)

※ 申請については、自宅住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部で行います。

3. 任意継続被保険者の被保険者期間

任意継続被保険者となった日から2年間

- ([4. 任意継続被保険者の資格喪失②③④⑤⑥](#)に該当する場合を除く)

4. 任意継続被保険者の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、被保険者証をすみやかに返納してください。(カッコ内は資格を喪失する日です。)

- ① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。(被保険者証に表示されている予定年月日)
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。(納付期日の翌日)
- ③ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき。(被保険者資格を取得した日)
- ④ 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。(被保険者資格を取得した日)
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき。(申出が受理された日の属する月の翌月1日)
- ⑥ 被保険者が死亡したとき。(死亡した日の翌日)

5. 任意継続被保険者の保険料

I 退職時の標準報酬月額(令和5年1月現在の上限は30万円)によって決定されます。事業所に勤務されていた時は、被保険者と事業主の折半で保険料を負担していましたが、任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となります。

II 保険料は次の場合を除き、2年間変わりません。

- (ア) 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合、または65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合
- (イ) 健康保険料率や介護保険料率に変更された場合
- (ウ) 標準報酬月額の上限が変更された場合
- (エ) 保険料の異なる都道府県へ転出した場合

III 前納する場合の保険料額

保険料の前納制度を利用することが可能です。前納する場合の保険料額については、協会けんぽのHPをご覧ください。

詳しくは、管轄の全国健康保険協会の都道府県支部にお問い合わせください。

参考HP <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sb3180/sbb3180/>

